

## 令和4年9月定例会 一般質問 中井政友議員

※代表質問・一般質問の会議録より抜粋し掲載しております。（各議員からの「質問」（問）に該当する部分を黄色マーキングしております。）

### 「子育て施策について」

○中井政友 失礼します。日本共産党、中井政友の9月の一般質問を行いたいと思います。

9月議会では、第1番目に香芝市の子育て施策について、第2番には県域水道一本化についての質問をしたいと思います。

6月議会で関屋小学校が土砂警戒区域になり、移転の必要があると、そうした声が出ました。候補地は、高山台グラウンドとあり、将来の検討となっています。将来の小学校、中学校についての公共施設の問題、学校統廃合について考えたいと思います。

公共施設の在り方や目的、学校統廃合や幼・保再編計画は地域市民生活への大きな影響を与えます。学校教育法施行規則第41条には、小学校の学級数は12学級以上、18学級以下を基準とするとあります。学級数が少ないことによる問題点を検討した上で、1学年2学級以上が望ましいと文科省の適正規模・配置手引きには書いています。11学級以下が小規模学校、機械的ではないが、多くの自治体で11学級以下を目安として統廃合計画を立てています。特に、対象は小学校が多いと。削減する公共施設の中心にもなっています。文科省は、教育的理由を掲げておられますが、主な理由は財政的理由ではないかと考えます。

そこで、まず第1番目に香芝市の計画、公共施設管理計画がありますが、この計画の位置づけについてお尋ねしたいと思います。

以上です。

○総務部長 香芝市公共施設等総合管理計画は、本市の最上位計画でございます香芝市総合計画の基本理念の下、香芝市まち・ひと・しごと総合戦略とも連動した各施策分野の中の施設に関する取組の横断的な指針を提示するものであり、公共施設マネジメントの基本方針としましては、今後の人口減少、人口構成の変化に応じた適切かつ良質な公共サービスの維持と財政面での持続可能性の確保、こちらがミッションになってございます。

○中井政友 今お答えされましたように、今後の人口規模、変化においてサービスや財政面を配慮して考えるというふうになっています。この20年から30年程度の間公共施設を何%減らしていこうというような計画でしょうか。

○副議長（下村佳史） 上平部長。

○総務部長 公共施設等総合管理計画では、施設の総量、こちらは延べ床面積でございますが、これにつきまして今後 40 年間で 15%の削減を目指すとしております。ただし、今後の公共施設を巡る様々な社会経済状況でございましたり、現在活動中の香芝市公有財産有効活用検討会議などの検討機関の建議結果などによりまして、適宜見直しを図っていく所存でございます。

○中井政友 今少しそごがありました、40 年間の程度なんですね。適宜見直すというふうにお答えされたと思います。

その中で、学校施設はどれぐらいの割合で検討計画されているのか、お答えください。

○教育部長 学校のほうでございますけれども、現在香芝市学校施設等長寿命化計画の見直しを進めているところでございます。その中で、今後の財政計画や人口推移などを鑑みて検討を進めていきたいと、そのように考えております。

以上です。

○中井政友 学校施設の割合等については、特に今お答えありましたでしょうか。

○教育部長 統廃合も含めて今検討しておりますので、その中で割合等はまた出てくると思いますので、現在元の計画自体は行わないということが決定されておりますので、今後進めていきたいと思っております。

○中井政友 割合は、検討していくということですが、このマネジメント計画では多くのところが学校施設に当たるってというような書き方でありましたので、そういう対象になっていくのかなというふうに考えます。

同じように、建て替えされていく、削減されていくのは、現在の学級定員数をそのまま統廃合し、まとめていけば、建物自体が減っていくと、教員の削減にもなってしまうのかなというふうに思います。クラスの規模が小さいほど学力が向上するという調査が多くのところに出てくることは確かです。この点については、どうお考えでしょうか。少人数学級を含む規模が小さい集団での学び、このほうが学力や子供たちの生活に社会性が向上するのではないのでしょうか。その点についてのお考えをお願いします。

○教育部長 文部省が行ったこれまでの調査からでございますけれども、学校規模が小さいほど学習規律、授業態度がよい、また授業内容が高まる、学習意欲が高まる傾向があるとの研究結果がございます。

また、国の教育再生会議で有識者から少人数学級の効果として、児童・生徒と教員が接する時間が多く確保できる、児童一人一人の状況が把握しやすい、教員の負担軽減にもつながっているなどの意見が出されているところでございます。

○中井政友 そうですね。今お答えがありましたように、現場の先生たちにとっても子供の声が、顔がよく見えると、そしてまた働きがいがあると、そうした声があると思っております。私も大

規模校で勤めたことがありまして、大規模校の大変さ、施設利用のやりくりの大変さは感じました。

日本では、小学校を地域の規模としているところが多く、そこでの行事や取組が地域の文化や経済活動にもつながり、活力にもなっています。子育て世代も保育所や学校があるということで新しく家を建てられ、流入されている方も多くおられます。地域から統廃合で学校がなくなれば、学校がなくなった地域では地域の活力がなくなり、さらに人口が減っていくという悪循環も起こり得ます。しかし、実際、既に全国多くの学校が統廃合や義務制学校、小中一貫校が実施され、多くの問題点も上げられています。香芝市近隣でも王寺町や上牧町に計画時に地域住民に説明会がなかった、通学路が遠くなって危険だ、大規模で子供の顔が見えないなどの問題点が出されています。教育委員会としてこれについてはどうお考えでしょうか。

**○教育部長** 教育委員会として学校の統廃合の進め方だと思うんですけども、こちらにつきましては学校教育全般を鑑みまして、先ほど議員のほうも冒頭にありました学校教育法施行規則で基準とされている小学校 12 学級以上、18 学級以下を基準とする、これを根拠としまして検討を進めていく必要があると考えております。

**○中井政友** この進め方は、本当に慎重にしないと大変な問題が各地域で起こっていると、前段のほうに言いましたが、交野市では先ほど市長選挙が行われたんですかね、小・中学校一貫校を巡って、保護者が、団体が多くの意見を上げられていました。小学校高学年の子供たちの肯定感がだんだん低くなると、適正化だけなら小学校の校区変更だけでいいのではないかと、学校面積に対して生徒数が多くなってしまうと、大規模校になるのが一番の問題などありました。香芝市でも学校施設の個別計画時にパブリックコメントを出されており、同じような意見がありました。地域としての歴史や魅力がなくなってしまう、子供のいない地域になってしまうなど心配の声がありました。

地域生活やまちづくり、公共施設計画でも大きな位置を占める学校の統廃合です。地域住民の声や保護者の声、これから子供を持つ人などそれぞれの意見を聞いていただけたらと思います。また、保育所の統廃合計画も同じです。保育環境の改善を進めること、校庭基準、保育基準の改善がまず必要ではないでしょうか。

こうしたことを鑑みて、魅力ある香芝市、子育ての香芝市としてどのようにお考えか、市長のお考えを伺いたいと思います。

**○市長** 先ほどの中井議員のお考えで、学校がなくなると子供がいなくなる、そしてまちが廃れていくというふうなお考えがあったかと思います。逆を返せば、子供がいれば学校もなくなる、そしてまちは活性化していくと、こういうふうな理論が成り立つのかなというふうに思います。そのためには、昨日も議論させていただいていたかと思いますが、教育長のほうか

ら答弁があったように、子育て支援をしっかりとやっていくというふうな答弁があったかと思えます。香芝の柱になっていく子育てであったり、教育、そういったまちづくりを目指していきたいというふうに考えております。

○中井政友 ありがとうございます。

子育て支援をどのように行っていくか、これは香芝の大きな課題だというふうに思いますので、お願いします。

では(2)番目、子どもの権利条約について意見を伺いたいと思います。

第1次世界大戦でヨーロッパをはじめ、多くの犠牲者が出、数多くの戦争孤児が生まれました。その犠牲の下に1924年、国際連盟は子どもの権利条約を出され、間もなく100年になります。そして、今日本国憲法も含めて子供の権利思想が発展し、子供の成長に地域社会がいかに大切かが問われるようになりました。

日本では、2022年6月、児童福祉法が改正され、市町村にこども家庭センター設置の努力義務が課されています。子育て世帯に対する包括的な相談支援に当たる体制を強化する、年齢要件を緩和し、18歳未満の子供に対する虐待の全国的な増加から、児童福祉司の資質、専門性を高めることも求められています。そして、こども基本法が2022年6月22日に公布され、子ども施策を総合的に来年4月1日から施行すると。こども家庭庁も来年4月に設置すると、こうしたことが生まれています。

こうしたことを受け、憲法や教育基本法、児童憲章、子どもの権利に関する条約、こども基本法などまで既に全国多くの自治体で子どもの権利条例が制定されています。子供、若者の支援に当たるもの、市民関係団体、行政と地域活動することが連携して支えとしての条例があります。

6月議会では、青木議員から校則について子どもの権利条約を基にして質問がありました。また、昨日は芦高議員からこども家庭センターについて、中山議員から主権者教育について、清川議員からいじめや自殺対応へのオンライン相談やSOSミニレターなど学校教育の取組、精神疾患者への教育部の取組が質問されました。さきの学校の統廃合計画問題についても主権者となる子供たちの声や意見を取り入れるべきだと思います。

続いて、子どもの権利条約を質問させていただきました。子供の、若者の置かれている状況は、今子供の貧困やヤングケアラー、ワーキングプアなどといった状態も現れ、多面的な内容になってきました。その一端ではありますが、実態把握として本市の児童福祉課を中心に取組まれている虐待相談についてお聞きしたいと思います。香芝市の虐待の現状はどうなっているかをお聞きします。

○福祉部長 特定妊婦を含む児童虐待通報件数でございますが、令和元年度は240件、令和2

年度は 229 件、令和 3 年度 171 件となっております。令和 3 年度は、対前年度 58 件の減、率にして約 25.3%の減となっております。

○中井政友 幸いにして香芝市は虐待は減っていると。通報ですので、実際表面下はまだまだあるとは思いますが。ただ、全国では先ほど言いましたように、子供の、これですね、児童福祉法が改正された要件に 2020 年には過去最高になったと、20 万 500 件。10 年前の 2010 年は 5 万件で、3.6 倍になってる。こうしたことについてを鑑みて、児童への福祉施策を充実させようという動きになったというふうに思います。

では、虐待の種別についてお願いします。

○福祉部長 虐待の種別として、心理的虐待が一番多く、続いてネグレクト、そして身体的虐待の順となっております。

以上でございます。

○中井政友 そうした虐待、加害者になるんですが、どういう人が多いかをお願いします。

○福祉部長 一番多いのは、実母による虐待で約 73.1%となっております。続いて、実父が約 24.0%となっており、実父母による虐待が全体の約 97.1%を占めてございます。

○中井政友 それだけ家庭が大変になっているということの現れだといいます。子供にとっては、本当に信頼しているお父さん、お母さんがそうした対象になるという、本当に悲しいことだと思います。

では、虐待を受ける子供の年齢についてどうでしょうか。

○福祉部長 年齢別では、多い順からゼロ歳から 3 歳未満で 33.3%、続いて小学生、こちらが 29.8%、3 歳から未就学児、こちらが 21.6%となっておりまして、総合的に見ますと、ゼロ歳から小学生までが全体の 84.8%を占めている状況でございます。

○中井政友 ありがとうございます。

子育ての大変さっていうのが表れているし、孤立しているお母さん等もその陰におられるんじゃないかというふうに想像できます。

では、これらについての本市での相談体制についてお聞きしたいと思います。

○福祉部長 子供や家庭の様々な問題に対し電話や面接、訪問等により相談に応じて対象者に合わせた支援を行ってございます。虐待の未然防止及び通告や相談には児童福祉課内にある子ども家庭総合支援拠点、こちらにおきまして第一義的に児童の安全確認と家庭への支援、こちらを行ってございます。

○中井政友 ご苦労さまです。24 時間 365 日、いつそうした通報があるかもしれない、そうしたことに対応できるようにしていただいているというふうに思います。

通告後の動きはどのようなふうになっているかをお願いします。

○福祉部長 虐待通告受理後は、対象児童の安全確保を最優先とし、直ちにその児童の状況確認に努めます。所属機関がございましたら、所属機関と連携を図り、また所属機関がない場合は原則 48 時間以内に現認確認をいたします。

○中井政友 確認が大切だと思いますし、避難すべきときは母子共に避難すべきだというふうに思います。

では、そうしたことを受け、令和 5 年度、来年こども家庭庁が創設され、現時点で各改正事項の概要が示されていますが、香芝市で児童虐待やひきこもり支援等を含め、今後子供施策をどのように考えられているかをお願いします。

○福祉部長 妊産婦、子育て世帯、子供に対します包括的な支援のための体制強化を目的に市町村におきましてこども家庭センターの設置が努力義務とされております。本市におきましても、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点、こちらの両分野を一体的に統括するための仕組みづくりのためにこども家庭センターの設置や統括支援員の配置について検討してまいりたいと考えてございます。

○中井政友 包括的体制強化、努力義務であるけれども実施していきたいと、そういうふうな前向きなお答えだったというふうに思います。

まだまだその体制にも漏れていく問題もありますので、今後の充実も必要だと思います。それらの施策を支えるために、令和 4 年 4 月時点で調べましたら、全国では 61 の日本の各地方自治体が子どもの権利条例を制定し、奈良県では奈良市が制定されています。子どもの権利条約を受けた子どもの権利条例、香芝市においても制定することについては必要だと考えますが、どのようにお考えか、お願いします。

○福祉部長 子供に優しいまちづくり、こちらを進める上での基本理念や方向性を定め、子供の意見表明や参加の促進を推進していくことは、子供の権利を守るためにも非常に重要と認識してございます。今後、子供の最善の利益を考慮するよう努めるとともに、条例制定につきましては県内他市の状況を注視してまいりたいと考えてございます。

○中井政友 ありがとうございます。

小さい子供から大人まで相談体制をつくるということで、隣の葛城市では子育て支援センターとして一体にされています。そうしたことをさらに充実することも必要だと思います。子供の権利を具体的に上げ、権利の保障や尊重に対して規定する条例や子供の権利の救済のためのオンブズマンや委員会等の設置をしている市もあります。自分の意見が言える、そうした意見形成の支援をすることが必要だと思いますし、意見を言えない、そうした子供に対しては、子供の気持ちを代理する、そうした仕組みづくりも必要だと思います。LINEやSNSを使った取組をされている地方自治体もあります。

香芝での学力テストの結果が先日発表されて、私も聞きましたが、香芝の子供たち、学力テストですので学歴だけですが、肯定感が少し低いと出ていました。こうした子供たちが自分の自信を持って元気に自分を主張できる、そうした社会になってほしいと思います。学校や保護者との連携強化だけでは補えないと思います。

子供や、また若者の意見表明をする参画の仕組みづくり、そうしたことも必要ですし、副読本などを活用した学校での子供の学びの機会も必要です。困難な状況になったとき、助けてと言える環境をつくる、そうした早期に課題を解決する流れをつくる必要があります。こうしたことは、ひいては子供だけではありません、暮らしやすいまちづくりになることが大人にとってもいいことです。憲法の理念を実現した社会を一般市民にも当てはめ、そして守れる取組につながると思いますので、ぜひ考えていただけたらというふうに思います。

### 「県域水道一体化について」

○中井政友 次に、2番目の県域水道一体化についての質問をしていきたいと思います。

水道の自治の基礎として地域共同体による地元水源の開発や維持管理がこれまで行われてきました。地域住民を基礎として市町村が成立してきた歴史的な背景の中で、水道の自治は市町村自治の重要な構成要素でありました。水利権を含む水源の確保を自治体の責において図ることや水道施設の在り方についての自己決定権、第3に水道の料金体系についての自治決定権がありました。

今国は水道広域化を推進する背景として、水道関連施設の老朽化や更新費用の増大と経営結果があります。人口減少による水道需要の減少、収入減も経営悪化につながります。さらに、自治体職員に対しての弱体化と事業の継続可能性へのリスクもあります。こうした現状を踏まえて、人口減少下における水道事業の経営維持には、料金の引上げかコストの削減、あるいはその両方を取るしかなくなってきています。水道料金の引上げの幅をできるだけ少なくするため、コスト削減策として広域化が推進されている理由です。

また、奈良県では県が市町村に水道事業の経営分析を行い、県営水道の活用を提案する中で県営水道を100%にする市町村が増え、香芝市でもそれに入っています。今奈良県はなぜ県域水道一体化を進めるのか。背景の一つとして、高度成長期と人口増を見込んで開発された大滝ダム建設と水道供給能力の増大があります。水需要の減少の中で県水の供給先の拡大の課題が重要視されました。大滝ダムは、奈良県が建設時点の取決めに従って、維持管理費や起債償還費を負担しており、仮に受水がゼロでも支払い続けねばなりません。また、県水は耐震化への対応は済んでいますが、老朽化への対応が課題となっています。

一方、市町村水道の場合、耐震化対応が必要な施設があることに加え、老朽化が進む中で今後の課題の更新費用が大きな負担になっています。

以上の点から見て、市町村の自己水をリストラし、県水の供給を拡大するための改革として県域水道一体化が推進されているのではないのでしょうか。

6月議会でもお聞きしましたが、県域水道一体化のスケジュールについて、まずもう一度お聞きしたいと思います。

**○上下水道部長** 失礼します。一体化の今後のスケジュールでございますが、令和4年末までに基本計画案、基本協定案が示され、令和5年2月頃に参加の意思を決定する基本計画決定及び基本協定締結を行い、令和5年3月議会において法定協議会設立の議決をいただき、令和6年度に一部事務組合設立の議決をいただき、令和7年度より事業開始の予定で、現時点で変更はございません。

**○中井政友** ありがとうございます。

そうしたスケジュールを見ると、あまり多くの時間はないというふうに考えますが、まだまだ煮詰まっていない問題もたくさんあると思います。そうしたことを鑑み、奈良市の参加の是非が今新聞をにぎわせてました。奈良県は、検討会をされているようですが、どのような状況かをお聞かせください。

**○上下水道部長** 検討状況でございますが、本年6月6日開催の第3回設立準備協議会において、奈良市から提示された県域水道一体化に係る論点整理について議論する場として県域水道一体化論点検討部会が設置され、これまで3回の部会が開催されており、9月中旬には協議内容の中間報告が予定されております。

**○中井政友** 中旬には検討部会、報告があるということですが、今奈良市が提示されている内容については、どういう内容なのか、お聞かせください。

**○上下水道部長** 奈良市から提示されている県域水道一体化についての論点は、主に4点ございまして、1つ目は将来の投資規模と料金水準について、2つ目が奈良県広域水道企業団の将来の料金水準試算と協議会参加団体のデータ提供について、3つ目が経営上の限界を超えた構造的要因を抱える団体の累積欠損金等を企業団で賄うことについて、4つ目が下水道事業を上水道事業と一体的に県域で運営を行うことについての、以上4点でございます。

**○中井政友** 上下水道一体化については、奈良市独自のことだと思います。また、累積欠損、香芝市では当てはまっていませんが、赤字であって更新が大変なところもあります。こうしたことに鑑みて、正確な各市町村のデータもまだまだ整っていない、そうした内容について奈良市は聞いているというふうに理解します。

奈良市の参加の是非については、いつ頃決定されるか、お願いします。

○上下水道部長 参加の是非についてでございますが、現在奈良市では県域水道一体化事業への参加の是非を検討する懇談会を設置され、協議を進められています。近々懇談会の意見を踏まえて奈良市長が参加の是非を最終判断されると聞いております。

○中井政友 県内の一番大きな市の不参加によって影響が出てくるというふうに思います。参加予定団体の保有資産の詳細も把握されていないというふうに思いますが、繰り返しですが、そうした状態で料金のシミュレーションや施設更新計画が本当にできるのかを重ねてお願いします。

○上下水道部長 ご質問のとおり、保有資産の台帳整理等がまだ済んでいない団体がありますが、将来的な各団体の整備計画を基に料金を試算しています。施設整備費などをどの程度計上するかは、水道料金単価に大きく影響しております。現在の計画では、参加市町村全体の将来計画を基に30年間の設備投資シミュレーションを行ったところ、1年当たり173億円に対し、国や県の交付金を活用した上で年間約146億円の設備投資を試算結果として算出しており、老朽水道施設の更新を図っていく計画でございます。この数値は、最大値として一体化より施設の統廃合や共有化等により投資額は削減していきますので、将来的な人口減少等による水需要の低下による料金収入の減少も考慮し、安全で安定した水道水の供給ができるものと考えております。

○中井政友 最大値を考えてされているというふうにあります。補助金等についても国、県から来ますが、私たちの計画では本当にそのとおりに来るのかと、そういうふうな思いがあります。統合だけ決まって、微細なところはまだまだというふうなことが全体として言えるのではないのでしょうか。

全てを統合することの不合理さ、統合ありきで後で解決できるのか、そういうふうを考えます。香芝市での問題も上下水道で奈良県へ提出されています。そうした中には、施設整備の中では水圧や更新管理基準の相違や図面等での保存がありなしなど早急な整備が必要だと、交付金利用が遅れていくのではないかと、そうしたことが指摘されました。

広域化をすることについての問題に移りたいと思います。

企業団になれば最初から料金を統一と聞いていますが、セグメント会計、別々な会計を一部行くと、そういうふうなことも聞いています。セグメント会計を導入する団体もあり、現在検討されている話も、セグメント会計の意見もあるようですが、どういうふうになっているのかをお願いします。

○上下水道部長 覚書では、当初の設定水道料金と格差が大きい2団体、葛城市、大淀町については料金水準が同等となる時期まで別会計での経営を想定しています。これは、水道料金の激変緩和を目的としています。奈良市の主張は、統一料金単価のメリットが少ないので、一定

の期間セグメント会計で単独経営を行いたいとのことですが、それを認めてしまうと、事業統合ではなく経営統合になり、覚書から見直すことになると考えております。

○中井政友 この期間は、30年というふうに聞いています。30年後は、統一するであろうと、そういう計画であります。それぞれについての影響は、また他団体にも私たちにも影響するというので、今後もこうしたことについてのご意見はしていきたいと思っております。

では、セグメント会計の内容そのものは決まっているのかを、もう一度お願いします。

○上下水道部長 セグメント会計の詳細については、まだ決まっておりません。著しい料金の値上げを緩和する措置であり、設定料金になる時期に広域化事業とは別の個々の地域の整備に移行していくものと考えております。

○中井政友 他市のことでありますが、香芝市は今設定されているシミュレーションの中では、単独であっても、統合されても料金そのものは上がっていくけれども、統一料金から大きく離れる、もともとそんな高くも低くもないというところだと思いますが、しかし香芝市の今後についても影響するのでお聞きしました。

この広域化することのメリットについて、ではお聞きします。

○上下水道部長 広域化のメリットとしては、主に3点考えております。

1つ目は、人口減少による料金収入の減収により、施設更新費用確保のため水道料金の値上げによる負担が軽減される。2つ目は、水道事業に特化した職員の減少による施設維持管理を広域的な観点から補完でき、人材の育成やノウハウの検証にも寄与できる。3つ目が連絡管や耐震管の事業を集中的に実施でき、災害時の早期復旧も見込め、安定した水道水の供給が可能となる。こういった3点がメリットとして考えております。

○中井政友 私のほうでメリット、デメリットを考えたんですが、違う意見もあるように思います。地元のことを知っている職員がいなくなると、身近な水道サービスの提供や災害時における対応など、水道は地形や浄水場からの給排水の関係から、市内でも地域ごとに違う特徴があります。その特徴を理解して対応できる職員が大切です。それらの地元を知っている職員がいなくなる問題、またそれに関連して防災時も同じような状況です。奈良県全体で見ると16か所の市町村の浄水場が7か所に統廃合されます。こうしたことに対して、香芝市では施設は維持されるというものの、県全体として弱くなってしまわないでしょうか。

また、香芝市としての決定権はなくなります。企業団として、企業団組合が成立すれば、そこでの決定をされるということになり、他の広域事務組合と同じように市民や議会の意見を集める仕組みが必要だと思います。

さらに、地域経済への影響です。私の知っている水道業者は、広域一体化については反対だ

と言っていました。地域の小さな業者は、こうした一体化をして大きな事業になった場合、その事業の仕事があるのか、そうしたことが心配されています。一体化された後、一部民営化、業務委託化が進められる、そうしたことが考えられています。

そして、シミュレーションがまだまだ不十分でよく分からない。県の役割も県が市町村ごとの補完を求めています、県自身が垂直的な役割の統合、補完自治体としての役割が必要ではないでしょうか。

今任意協議会ではありますが、これからのスケジュールを見ると、これからが正念場になっていきます。狭い範囲での広域化、こうしたことも可能ではないでしょうか。

**○副議長（下村佳史）** 井原部長。

**○上下水道部長** 議員ご指摘のとおり、広域化につきましては幾つかの議論すべき論点がありますが、将来を見据えた中で水道管の維持管理や耐震化は重大な課題として捉えております。コンパクトシティー化されて、施設更新費用を集中的に投資できれば費用も軽減されるのですが、実際は広範囲に享受されていくことを考え、施設の統廃合と共有化を推進し、広範囲な地域で支え合うことが有効な手段であると考えています。

**○中井政友** 先ほどお話ししましたが、市民の意見は反映しづらくなれないかというふうな危惧をしておりますが、これについてはどうお考えでしょうか。

**○上下水道部長** 現在も住民の代表として議員の皆さんを通じて市民の意見は反映されていると思っております。企業団になっても、組織内に企業団議会が設置され、各市町村から選出された議員で構成されますので、民意は同じように反映されるものと考えております。

**○中井政友** 香芝であれば、議員が選出できるというふうに思うんですが、市町村によっては議員が選出できない、そうした自治体も生まれる可能性もありますし、私たちについても意見が反映される仕組みづくりが必要だというふうに考えます。

次に、宮城県のように民営化が加速していくのではないかと、そうしたことに関する疑問についてお答えをお願いします。

**○上下水道部長** 平成30年12月の水道法の改正により、公共施設の所有権を地方公共団体が所有したまま施設に関する運営権を民間事業者に設定する方式、いわゆるコンセッション方式が創設されました。人材不足等、水道の抱える諸問題の解決と基盤強化のため、今後は官民連携は重要と考えております。

宮城県の事例でございますが、業務の包括委託であり、委託内容も細部にわたり県が関与する方式でございます。最終責任は、自治体である市町村であることから、完全民営化とは異なるものでございます。

**○中井政友** 確かに完全民営化ではないかもしれませんが、法としては民営化できるというふ

うな道筋がつくられておりますので、その辺を危惧しますし、言いましたように、地域の水道業者はそうしたことから仕事が大きな単位になったことにより、大企業の参入により、自分たちの仕事がなくなっていくのではないかと、そうした心配をされています。こうしたことについても、私たちも意見を述べていきたいと思えます。

最後に、市民への周知についてどういうふうにお考えか、お願いします。

○**上下水道部長** 市民への周知でございますが、基本計画及び基本協定の案が決定すれば、市民への情報提供が可能であると考えております。現時点ではまだ検討段階でありますので、現状のスケジュールどおりで進めば令和4年末までに基本計画及び基本協定の案が示されるため、ホームページなどで周知することを予定しております。

○**中井政友** 今回の県域水道一体化、県が指導されてますので、県の責任が大変重いなと思えます。十分な情報公開をすること、県民への説明は県からまずすべきではないでしょうか。そして、それに参画しようとしている香芝市についても、計画がはっきりした時点でしっかりと市民への周知をしていただけたらというふうに思えます。よろしくをお願いします。

以上で、一般質問を終わります。ありがとうございました。